

青森県報

第二千六百三十八号

平成十八年
六月九日
(金曜日)

目次

規 則

青森県褒賞規則の一部を改正する規則……………(総務学事課) …… 一

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) …… 二

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 三

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) …… 三

右 同……………(同) …… 四

右 同……………(同) …… 五

入会林野整備計画の適当の決定……………(林 政 課) …… 六

出先機関

建設業者の許可の取消し……………(十和田県土整備事務所) …… 六

土地改良区の役員の就任……………(東 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 六

土地改良区の仕事の完了……………(上 北 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 七

土地改良区の仕事の完了……………(西 北 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 七

土地改良区の仕事の完了……………(同) …… 七

土地改良区の仕事の完了……………(同) …… 八

道路の位置の指定……………

(十和田県土整備事務所) …… 八

規 則

青森県褒賞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六十四号

青森県褒賞規則の一部を改正する規則

青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十条第二項中「各部長」の下に「エネルギー総合対策局長」を加える。
第一号様式を次のように改める。

第1号様式（第7条関係）

青森県知事 殿

推薦者 職 氏名

第 年 月 日 号

印

平成 年度青森県褒賞候補者推薦書

下記の者（又は団体）を褒賞されるよう推薦します。

記

該当条項	推薦順位	住所（団体の場合は、所在地）	氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）
青森県褒賞規則第2条第1項第 号			
青森県褒賞規則第2条第1項第 号			
~~~~~			
青森県褒賞規則第2条第1項第 号			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

綴川叩摺信〇△印

「			を
4	生年月日	」	

郵便番号		電話番号		に改める
男女	4	生年月日	( 歳)	

回△〇州〇一印「身分証明書」や「刑罰等調書」に改める 回摺信〇△印

1	所在地	を
2	名称	

1	所在地	郵便番号	電話番号	に
2	ふりがな	名	称	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

知 事

青森県知事 佐藤 四郎七十四郎

公職選挙法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり選挙カーとして事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公表する。



- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
野辺地ショッピングセンター  
上北郡野辺地町字二本木二三外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 株式会社サンデー  
八戸市根城六丁目二二の一〇  
代表取締役社長 和田正徳
  - 2 マックスバリュ東北株式会社  
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五  
代表取締役 反田悦生
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の開設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社サンデーのみ開店時刻 午前七時閉店時刻 午後十時	平成一八・六一
大規模小売店舗の開設の運営方法に関する事項	株式会社サンデーのみ開店時刻 午前九時三十分閉店時刻 午後九時	株式会社サンデーのみ開店時刻 午前七時閉店時刻 午後十時	平成一八・六一
大規模小売店舗の開設の運営方法に関する事項	来客が駐車場を利用することができるとき	午前八時三十分(ただし、年間五日間午前五時四十五分、年間三日間午前七時四十五分)から午前零時三十分まで	平成一八・六一

四 届出年月日

平成十八年五月二十二日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び野辺地町役場

2 期間

平成十八年六月九日から同年十月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月九日

青森県知事 三村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー弘前松原店

弘前市大字松原東一丁目三の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

吉川建設株式会社

弘前市大字富田町一七四

代表取締役 吉川功一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

四 代表取締役社長 和田正徳  
変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗の開設時刻及び閉店時刻 閉店時刻 午後八時	大規模小売店舗の開設時刻及び閉店時刻 閉店時刻 午後七時	平成一八・六一
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時十五分から午後八時十五分まで	午前六時四十五分から午後十時十五分まで	

五 届出年月日  
平成十八年五月二十二日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十八年六月九日から同年十月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

七 意見書の提出

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー八戸石堂店

八戸市長苗代二丁目二の二三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二の二〇

三 代表取締役社長 和田正徳

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二の二〇

四 代表取締役社長 和田正徳

変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗の開設時刻及び閉店時刻 閉店時刻 午後八時	大規模小売店舗の開設時刻及び閉店時刻 閉店時刻 午後九時	平成一八・六一
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時十五分から午後八時十五分まで	午前六時四十五分から午後九時まで	

五 届出年月日

平成十八年五月二十二日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年六月九日から同年十月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年十月九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

入会林野整備計画の適当の決定

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第六条第一項の規定により、鱒ヶ沢町種里地区入会林野整備組合に係る種里地区入会林野整備計画を適当と決定したので、同条第四項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十八年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類の名称

入会林野整備計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年六月十二日から同年七月十一日まで

三 縦覧の場所

青森県農林水産部林政課  
鱒ヶ沢町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年六月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 辻村建築

二 氏名 辻村 力男

三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字笹田九

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第一六九三八号

五 取消年月日 平成十八年五月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、屋根、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、別土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定

により公告する。

平成十八年六月九日

東北方農林水産事務所長 原 口 健 二

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
監 事	白取 留次	青森市原別六丁目八の一五	平成一六・四・二

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十八年六月九日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
入口	緊急生産調整推進排水対策特別事業	平成一六・三・一〇
後谷地	ため池等調整事業	一七・九・三〇
古里	ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業）	一七・八・一
上吉田	一般農道整備事業	一七・三・五
老部川	農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業	一六・二・一〇
百石	農村総合整備事業（農業用排水施設整備）（農道整備）（市町村型）	一六・二・三

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、五所川原北部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同

条第十七項の規定により公告する。

平成十八年六月九日

西北地方農林水産事務所長 葛 西 弘 光

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任の年月日
理 事	成田 守	五所川原市松島町四丁目二一	平成一六・五・三就任
監 事	宮本 嘉四郎	字下平井町四七の一	〃
〃	鹿内 清榮	大字湊字船越二三四の二	〃
〃	長尾 則昭	大字鶴ヶ岡字鎌田二六一の一	〃
〃	小野 孝幸	字川袋一七七の四	〃
〃	川浪 茂浩	大字藻川字村崎七〇三の二	〃
〃	高橋 光明	〃 〃 六九四の二	〃
〃	奈良 孝男	大字田川字藪里一三七の二	〃
〃	一戸 実	大字藻川字村崎五四六	〃
〃	一戸 実	字烏森三五	〃
理 事	成田 守	松島町四丁目二一	一六・五・二退任
〃	宮本 嘉四郎	字下平井町四七の一	〃
〃	鹿内 清榮	大字湊字船越二三四の二	〃
〃	長尾 則昭	大字鶴ヶ岡字鎌田二六一の一	〃
〃	小野 孝幸	字川袋一七七の四	〃
〃	川浪 茂浩	大字藻川字村崎七〇三の二	〃
〃	高橋 光明	〃 〃 六九四の二	〃
〃	奈良 孝男	大字田川字藪里一三七の二	〃
〃	一戸 実	大字藻川字村崎五四六	〃
〃	一戸 実	字烏森三五	〃

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、廻堰大溜池土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年六月九日

